

政務活動報告書

芦塚 典子

場 所 アバンセ 4F研修室
日 時 11月5日(木) 13:30~17:00
内 容 平成27年よりスタート「子ども・子育て支援新制度」
「子ども理解と親の支え方」
講 師 九州龍谷短期大学 鬼塚 良太郎

I. ありのままの子どもを受け入れるためには

1. はたして子どもを「理解」できるのか？

- ・「理解した」「わかった」は怖い———思い込み・誤解がある
- ・見えないものを見ようとする姿勢———「理解」ではなく「推測」
EX 推測するための情報を集めるために「聴く」
- ・「寄り添うこと」「子どもの目線に立つ」 疑問を持ち続けること

2. 子ども心の発達

- ・かかわりの中で発揮される能力・個性
- ・子どもが人の心を認識し始めるのは何歳？(共同注意・心の理論)
- ・おとなに気を遣う子どもたち(自己評価的情動)
- ・ゲームの説明を一生懸命してくれる子ども(自己効力感・自尊感情) ピタゴラスイッチ
- ・なぜトイレにいっしょに行くのか？(ギャングエイジ)
- ・愛されなかった子どもたち(被虐待児)

被虐待児の6割は発達障害児

1999~2010 佐賀県はワースト7~8に入っている(死亡にいたった数)

0歳~3歳児の死亡の6割は、虐待による死亡

3. 気になる行動、配慮・工夫が必要な行動

①発達上の問題(発達の遅れ、発達の偏り)

遊び方や内容が幼い シャベってる割には不器用 子どもらしくない言葉づかい

②行動上の問題(神経質性習癖、自傷行為、こだわり、常同行動)

EX つめかみ 指しゃぶり チック 緘黙 抜毛 配列 フラッピング

③対人関係の問題(他害行為 集団不適應 コミュニケーション)

EX すぐに手が出る 集団活動に参加しない 一方的な会話

④情緒面の問題(感情コントロール 感情表出)

EX 我慢強い子 我慢できない子 パニック かんしゃく 閾値の問題

4. 子どもへのかかわり方・配慮の仕方

- ・人は勝手に行動しない——— 自分自身の特徴を把握すること
EX 口癖 得意不得意 志向性 自己モニタリング カウンセリングの基本的態度
- ・気持ちを受け止め、行動を変える——— 何が問題なのかを考える
EX 発表会などで近くの子どもにちよっかいを出してしまう子ども
- ・援助は「適度に少なく」が基本——— 自発性・自主性・自己効力感
EX 第1次反抗期

- ・子どもにもプライドがある _____ ストレス耐性、壁を乗り越える力
EX 苦手なことに手を付けようとしない子ども
- ・何ごとにもバランスが大切
EX 就学前は自己主張の時期
- ・からかい行動 _____ 向社会的行動の芽生え
- ・ひとり遊びの多い子ども _____ 対人志向性
EX Following Keeping Switching の法則
- ・ごはんとお風呂
EX ものにあたる子ども カンガルーケア サルの実験
- ・お約束の3原則 _____ 達成感、自己選択
EX いっしょの決める 守りやすいもの 肯定的な内容
- ・しかることとほめること _____ 態度の変容
EX いきなり突き飛ばす のひまつぶし

認定こども園など施設についてのQ&A

Q 認定こども園のメリットは何ですか？

A 認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つところです。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通いながれた園を継続して利用できることが大きな特徴です。また、認定こども園には子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加など利用できます。

Q 待機児童がゼロの地域に住んでいます。このような地域では、認定こども園は設置されないのでしょうか？

A 新制度では、市町村が地域の教育・保育のニーズを把握して、それに見合った施設などの整備を計画的に進めていきます。そして市町村の「事業計画」には、地域の実情において認定こども園の普及のための方策を盛り込むこととしています。さらに、新制度では、すでに需要と供給のバランスがとれている地域も含めて、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所がある場合には、柔軟に認める仕組みを予定しています。

Q 新制度になると現在の幼稚園や保育所はなくなってしまうのですか？

A 現在の幼稚園・保育所は、必ず認定こども園になるわけではありません。幼稚園・保育所が、どのように運営していくかをきめることになっています。新制度のもとで、お住まいの地域の幼稚園・保育所がどのように運営されるかについては、お住まいの市町村にお尋ねください。

Q

幼稚園の預かり保育を利用していますが、今後は利用できなくなってしまうのですか？

A 幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」として、従来と同じようにご利用いただけます。なお、利用料などは変更になることがあります。新制度では、こうした幼稚園における主に園児を対象にした一時預かりのほか、保育所や認定こども園などでの一時預かりを充実するとともに、訪問型の一時預かりも新たに創設し、子育て家庭のニーズに合わせて利用しやすくしていきます。

保育の利用についてQ&A

Q

待機児童の多い都市部に住んでいますが、新制度で子どもを預けられるようになりますか？

A

今後も地域のニーズに合わせて保育所や認定こども園が整備されていきます。また、施設整備のための場所が不足する都市部などで保育の受け皿確保を進めるため、少人数で子どもを保育する「小規模保育」や「家庭的保育（保育ママ）」などの事業にも新たな財政支援を行い、保育の場を確保していきます。

Q

待機児童問題は解消されるのですか？

A

深刻な待機児童問題に対応するため、政府では「待機児童解消加速化プラン」を策定し、新制度の開始を待たずに先取りとなる取り組みを行っています。具体的には、小規模な保育事業や幼稚園での預かり保育、認可を目指す認可外保育施設への支援や、保育士の処遇改善などの取組を進め、さらに新制度の本格実施により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに約40万人分の保育の場を確保し、待機児童を解消することを目指しています。

Q

地元の認可保育所に空きがなく、認可外保育所に子どもを預けています。こうした認可外保育施設は、新制度ではどうなるのですか？

A

保育の質を確保しつつ量を拡充していくため、認可を目指す施設に対しては、認可保育所や認定こども園への円滑な移行を支援するよう、「待機児童解消加速化プラン」による取組をすでに開始しています。さらに、新制度では、認可基準を満たす施設が原則として認可される仕組みが導入され、こうした取組により認可施設が増加することが期待されます。

Q

小規模保育の利用を考えていますが、子どもが3歳になったらどうすればよいのですか？

A

0-2歳児を対象とする小規模保育や家庭的保育には、卒園後の通い先を確保するため「連携施設」（認定こども園や幼稚園、保育所）を設定することとしています。地域の実情を踏まえ、連携施設に優先的な利用枠を設けることなどにより、卒園後に引き続き保育を希望される場合の円滑な利用を図っていきます。また、市町村が必要と判断した場合には、3歳以降も小規模保育などを利用できることもあります。